

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第 1889-2 号

令和4年（2022年）3月3日

株式会社日本エスコ
代表取締役 伊藤 貴俊 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 3-25 号	
土地利用類型 の名称	旧市街地の住宅地	
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外	
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市材木座五丁目946番1	
行為 の 種 類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開発	<input checked="" type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外	
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別荘地、避暑地として発展してきた由緒ある住宅地である。 ・近年、相続等により、戸建住宅から共同住宅への転換や、敷地分割、空地化、駐車場化といった変化、また、近代の洋館や趣のある和風住宅、樹木などの景観資源の減少が見られる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根及び外壁の色彩は基準に適合している。 ・駐車場・駐輪場は通りからできる限り見えない位置に配置されている。 ・建築物の分節化により、圧迫感が抑えられている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>	
備考		